令和８年（フ）第１２３号
群馬県高崎市上中居町1517番地７
破産者　有限会社エイジ
１　破産債権の届出期間　令和８年10月20日まで
２　一般調査期日　令和８年12月14日午前10時50分
令和８年９月15日　前橋地方裁判所高崎支部
令和８年（フ）第２８１０号
大阪市東住吉区中野３丁目１番11―803号
破産者　菱垣　増男
１　破産債権の届出期間　令和８年10月20日まで
２　一般調査期日　令和８年12月３日午後２時
令和８年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（フ）第５４６号
堺市美原区太井687番地１
破産者　株式会社ＳＲＫ
１　破産債権の届出期間　令和８年10月20日まで
２　一般調査期日　令和８年12月10日午前10時
令和８年９月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和７年（フ）第１１７６号
大阪府富田林市梅の里四丁目25番３号
破産者　細田　吉夫
１　破産債権の届出期間　令和８年10月23日まで
２　一般調査期日　令和８年12月15日午前10時30分
令和８年９月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和７年（フ）第７５号
兵庫県養父市大谷195番地
破産者　さぬきうどん工房草庵こと米本　謄人
１　破産債権の届出期間　令和８年10月27日まで
２　一般調査期日　令和８年12月８日午後１時10分
令和８年９月15日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和８年（フ）第８９２号
埼玉県川口市前川３丁目41番９号　レインボー元井301号
破産者　扇　　敦司
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年11月30日午前10時40分
令和８年９月15日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和７年（フ）第６２４号
埼玉県越谷市南町３丁目２番６号　アルトーロ蒲生Ⅱ101、開始決定時の住所埼玉県越谷市東越谷４丁目８番地28（旧住所）埼玉県春日部市武里中野33番地６
破産者　山口　義成
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年12月25日午後３時10分
令和８年９月15日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和７年（フ）第１４７号
広島県呉市安浦町内海北六丁目７番21号
破産者　有限会社トップ
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年12月16日午前11時
令和８年９月16日　　広島地方裁判所呉支部
令和８年（フ）第１０２号
愛知県西尾市道光寺町寺内下５番地４　サンシティ西尾口201号室、前住所愛知県安城市御幸本町４番２号　シティコープ安城駅前602
破産者　佐々木一維
１　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
２　一般調査期日　令和９年１月26日午後２時
令和８年９月15日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和８年（フ）第１４７号
茨城県つくば市小野川11番地12　エルディム藤峰105号
破産者　會田　弘文
１　破産債権の届出期間　令和８年12月16日まで
２　一般調査期日　令和９年１月21日午後１時40分
令和８年９月16日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

破産債権の届出期間及び債権者集会招集

令和６年（フ）第６４１号
福岡県太宰府市宰府６丁目８番１号、前住所福岡県太宰府市宰府６丁目８番２－１０５号
破産者　藤野　博史
１　破産債権の届出期間　令和８年10月９日まで
２　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後１時30分
令和８年９月８日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
令和８年（フ）第３２１号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺867番地１
破産者　株式会社　ｓｅａｓｏｎ
異議申述期間　令和８年11月６日まで
令和８年９月11日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和８年（フ）第６７２号
大阪市鶴見区放出東３丁目11番10号　13番アイン8710　303号
破産者　辻原　育実
異議申述期間　令和８年11月10日まで
令和８年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（フ）第１４号
長崎県南島原市布津町甲129番地
破産者　大平　寿久
異議申述期間　令和８年11月10日まで
令和８年９月15日
長崎地方裁判所島原支部破産係

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０号
千葉県我孫子市湖北台三丁目３番10号
清算株式会社　株式会社日本技能教育機構
代表清算人　田島　猛
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和８年（ヒ）第１３号
兵庫県姫路市御国野町国分寺３９１番地
清算株式会社　岡野食品ホールディングス株式会社
代表清算人　岡野吉純
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第３号
千葉県茂原市八千代三丁目13番地９
清算株式会社　　株式会社竹膳
１　決定年月日　　令和８年９月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所一宮支部
令和８年（ヒ）第９号
宮崎県都城市安久町４７４２番地１
清算株式会社　霧島食品工業株式会社
１　決定年月日　令和８年９月１０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１号
京都府京丹後市網野町木津196番地の2
清算株式会社　　株式会社ぎょうき
代表者代表清算人　蛭子　正之
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　各協定債権者は、本協定の認可決定が確定した時点において、清算株式会社が、各協定債権者に対して有する、一切の債務及びそれに付帯する利息、損害金を免除する。
第２　第１項に定める免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、当該財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙債権者一覧表記載の債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第１項の規定により行った免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　各協定債権者は、本協定が、会社法第571条第２項に定めるとおり、会社法第522条第２項に規定する債権者が有する同項に規定する担保権、協定債権者が清算株式会社の保証人その他清算株式会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び清算株式会社以外の者が協定債権者のために提供した担保に影響を及ぼさないことを相互に確認する。
（別紙省略）
京都地方裁判所宮津支部